

資料1 (要保護児童とは、どんな子ども達で、どんな問題を持っている子ども達なのか)

| | 要保護児童対策地域協議会の支援の対象者 | 定義 | 具体的な対象者の例 | |
|--------|--------------------------------|--|---|---|
| 要保護児童等 | 「要保護児童」及びその保護者 | <p>「要保護児童」</p> <p>①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 (児童福祉法第6条の2第8項)</p> <p>②保護者のない児童 (現に監督保護している者がいない児童) (児童福祉法第6条の2第8項)</p> | <p>① 被虐待児童・非行児童など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が虐待している児童 ・保護者の著しい無理解または無関心のため放任されている児童 ・保護者の労働又は疾病などのため必要な監護を受けることのできない児童 ・知的障害又は肢体不自由等の児童で保護者のもとにあっては、十分な監護が行われないため、専門の児童福祉施設に入所して保護、訓練・治療したほうがよいと認められる児童 ・不良行為(犯罪行為を含む)をなし、またはなす恐れのある児童 <p>②孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童など</p> <p>(厚労省児童家庭局:「改訂児童福祉法の解説」1991年参照)</p> | 要保護児童対策地域協議会では、主に左記に該当する児童虐待相談、養護相談、非行相談等への支援を行っている |
| | 「要支援児童(要保護児童に該当する者を除く)」及びその保護者 | <p>「要支援児童」</p> <p>①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童 (児童福祉法第6条の2第5項)</p> | <p>①課題はあるが、主に市町村サービス等の支援によって対応できる児童と保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産後、間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える保護者及びその児童 ・食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者及びその児童 ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の保護者及びその児童 <p>(厚労省雇用均等・児童家庭局:「養育支援訪問事業ガイドライン」参考)</p> | 要保護児童対策地域協議会では、主に左記に該当する養護相談等への支援を行っている |
| | 特定妊婦 | <p>「特定妊婦」</p> <p>①出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦 (児童福祉法第6条の2第5項)</p> | <p>①ハイリスク妊婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする妊婦 <p>(厚労省雇用均等・児童家庭局:「養育支援訪問事業ガイドライン」参考)</p> | |

資料2 専門職の業務内容

| 職務内容（児童相談所運営指針より） | 具体的な内容 |
|--|---|
| <p>児童福祉司 （21名：児相平均経験年数 3年3月）</p> <p>①子ども保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること。 ②必要な調査、社会診断を行うこと。 ③子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと。 ④子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと。</p> <p>子どもや保護者との相互信頼関係の構築を対人援助活動の基礎において、主訴として表現された事柄や現象面だけでなく子どもにとっての真のニーズを把握すること、他の専門職との連携・協働により、家族力動・現象発生のメカニズムを明らかにし、ケースを見立て、チームアプローチを行い、関係機関との連携、社会資源の活用を意識したソーシャルワークを進めている。</p> | <p>①相談の受付（来所、電話、文書〈通告書、送致書、意見書等〉による） ②面接（所内面接、学校や家庭を訪問しての面接）、電話、照会、委嘱、立入調査等による以下の項目等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況 ・子どもの家庭環境、家族の状況、 ・子どもの生活歴、生育歴 ・過去の相談歴等 ・児童相談所以外の機関の子ども・家族への援助経過 ・援助等に関する子どもや保護者等の意向を調査後、社会診断を行う <p>③在宅での指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者、関係機関に対して、通所面接や電話、文書等により助言、指導、情報提供、カウンセリング等実施 ・他機関紹介 <p>一時保護の実施、施設入所、里親委託等の措置 要保護児童対策地域協議会実務者会議・個別ケース会議への参加</p> <p>④通所による子どもや保護者への個別面接及び合同面接並びに家庭訪問、学校訪問等によるソーシャルワーク</p> |
| <p>児童心理司 （7名：児相平均経験年数 5年）</p> <p>①子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども保護者等に対し心理診断を行うこと。</p> <p>②子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと。</p> <p>心理検査などを通して発達の視点を持って子ども理解を深め、その理解を子ども、家族、スタッフへフィードバックすることで、直接・間接に支援、治療をすすめている。ソーシャルワークを基盤としてアプローチしていく児童福祉司の活動とあい補い、その両輪をうまく回すことで相談援助を円滑に進めていくことを心がけている。</p> | <p>①面接・観察・心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために心理診断を行う。</p> <p>主な心理検査</p> <p>【知能検査】WISC-Ⅲ知能検査、田中・ビネー知能検査V 【発達検査】津守式乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査、新版S-M社会生活能力検査 【性格テスト】Y-G（矢田部・ギルフォード）性格検査、エゴグラム、SCT（文章完成法テスト）、P-Fスタディー、描画法（バウムテスト・動的家族画・HTP等） 【その他の検査】親子関係検査（TK式・FDT）、視知覚検査（ベンダーゲシュタルトテスト・フロステイグ）、FIT家族イメージ法、TSCCトラウマチェックリスト</p> <p>②各種心理療法：プレイセラピー、箱庭療法等</p> |

| 職務内容（児童相談所運営指針より） | 具体的な内容 |
|--|--|
| <p data-bbox="219 151 683 199">医師（小児科医・精神科医）</p> <p data-bbox="219 215 1075 438"> ①診察、医学的検査等による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断） ②子ども・保護者等に対する医学的見地からの指示・指導 ③医学的治療 ④児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導 ・一時保護している子どもの健康管理 ・医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整 </p> | <p data-bbox="1120 151 1265 183">（小児科医）</p> <p data-bbox="1115 215 1702 343"> ①医学的診断に基づく健診 ②親および子への心理カウンセリング ③治療、専門医への紹介など他医療機関との連携 ④所内スタッフへのスーパーバイズ 入所児の健康診断 </p> <p data-bbox="1120 375 1265 406">（精神科医）</p> <p data-bbox="1115 406 1489 502"> ①被虐待児に関する専門的助言 ②家庭支援相談全般への助言 ③発達障害、精神疾患に関する治療 </p> |
| <p data-bbox="219 534 851 574">保健婦（2名：児相平均経験年数 6年6月）</p> <p data-bbox="219 590 1075 774"> ①公衆衛生及び予防医学的知識の普及 ②障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援 ③子どもの健康・発達面に関するアセスメントケア及び一時保護している子どもの健康管理 ④市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援 </p> <p data-bbox="235 813 313 837">（共通）</p> <p data-bbox="235 845 1064 997"> 保健知識や技術を必要とするケース（心身に疾患を持つ児童や保護者の対応、医療機関との連絡調整等）を他職種にわかりやすく伝えること、保健・医療の視点を持ってケースワークに関わり、子どもの成長発達に着目し養育環境についてアセスメントを行って所内スタッフに説明し、具体的な支援策につなげることを行っている。 </p> | <p data-bbox="1115 526 1960 1029"> ①感染症予防等、保健医療に関する所内への啓発普及 子ども及び家族への保健指導 ②妊産婦の相談、幼児の発育・発達、育児等に関する相談 学童期、思春期の問題に関する相談 身体的疾患や精神疾患等を持つ保護者等への対応 虐待による心身のダメージを受けた子どもに対するケア ③虐待による心身のダメージを受けた子どもの調査、アセスメント 心身の健康や行動に問題を抱えた子どもの調査、アセスメント 一時保護児童の健康管理 ④市町村からのケース相談、研修、ケース会への参加等（市町村支援） 医療機関においての病状調査やケース会への参加 その他関係機関（施設や福祉保健所等）との情報交換、研修等 保護者や関係機関からの初期相談への対応（インタークや相談先の紹介等） 疾患を抱えている児童や家族の医療的ケアにかかる窓口対応 各ケースの医療機関での治療状況の調査 </p> |

| 職務内容（児童相談所運営指針より） | 具体的な内容 |
|---|--|
| <div data-bbox="212 204 544 256" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>児童指導員及び保育士</p> </div> <p>児童指導員（4名：児相平均経験年数2年6月） 保育士（3名：児相平均経験年数2年3月）</p> <p>①一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること。</p> <p>②児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>子どもの安心と安全の確保とともに、個人が尊重され、支援が行われることを基本において、職員間で子どもへの対応の統一と意思疎通を図りながら一人ひとりの子どもの心身の状況をみている。保護所内での生活や退所後の生活に寄与することを念頭に行動観察を行いスタッフで協働している。</p> </div> | <p>①【生活指導】 毎日の生活場面（洗面、食事、排泄、入浴、学習、掃除、洗濯、遊びなど）を通して、必要な生活習慣や良好な対人関係が築けるよう援助する。</p> <p>【学習指導】 児童の状況や特性を理解し、学力に応じた教材を準備、及び個別の対応を行うことにより学習習慣の定着や学習意欲を育てる。</p> <p>【行動観察】 日常生活全体の場面を通して児童の行動の特徴を把握し、児童相談所の援助方針決定の一端を担うと共に、保護者や学校、施設などに対しその児童にどう関わればよいのかなど、適切な助言や援助方法を探る。</p> <p>【行動診断】 行動所見</p> <p>②スタッフ会議で子どもの指導について検討する。また、学校や保護者に対応方法を伝える。</p> |

※児相平均経験年数は、平成22年4月1日現在。

資料3 児童相談所別管内の要保護児童対策地域協議会への参加状況

| 中央児童相談所 | 代表者会議 | | | 実務者会議 (進行管理の会議) | | | 個別ケース検討会議 | | |
|-----------------------|-------|------------|--------|--------------------|------------|--------|-----------|------------|--------|
| | 回数 | うち 児相参加 | 参加率(%) | 回数 | うち 児相参加 | 参加率(%) | 回数 | うち 児相参加 | 参加率(%) |
| 平成20年度 | 20 | 20 | 100.0% | 86 | 56 | 65.1% | 511 | 316 | 61.8% |
| 平成21年度 | 26 | 26 | 100.0% | 115 | 87 | 75.7% | 558 | 308 | 55.2% |
| 平成22年度 (上半期4月～9月末) | 19 | 18 | 94.7% | 37 | 28 | 75.7% | 247 | 142 | 57.5% |

| 幡多児童相談所 | 代表者会議 | | | 実務者会議 (進行管理の会議) | | | 個別ケース検討会議 | | |
|-----------------------|-------|------------|--------|--------------------|------------|--------|-----------|------------|--------|
| | 回数 | うち 児相参加 | 参加率(%) | 回数 | うち 児相参加 | 参加率(%) | 回数 | うち 児相参加 | 参加率(%) |
| 平成20年度 | 7 | 7 | 100.0% | 11 | 11 | 100.0% | 57 | 57 | 100.0% |
| 平成21年度 | 6 | 6 | 100.0% | 15 | 15 | 100.0% | 80 | 67 | 83.8% |
| 平成22年度 (上半期4月～9月末) | 3 | 3 | 100.0% | 8 | 8 | 100.0% | 43 | 33 | 76.7% |

注 管轄区域の変更

平成22年4月1日から中央児童相談所の管轄区域であった四万十町を幡多児童相談所の管轄区域に見直した。

資料4 児童相談所別 管轄面積・人口(総人口と児童人口)

| 所名 福祉 保健所 | 市町村名 | 平成22年10月1日現在 面積(単位:㎡) | 平成22年3月31日現在(単位:人) | | |
|----------------------|---------------------|--------------------------|--------------------|----------|---------|
| | | | 総人口 | 18歳未満の人口 | |
| 安芸 | 高知市 | 309.22 | 340,361 | 56,167 | |
| | 室戸市 | 248.30 | 16,637 | 1,785 | |
| | 安芸市 | 317.34 | 19,928 | 2,709 | |
| | 東洋町 | 74.10 | 3,174 | 334 | |
| | 奈半利町 | 28.32 | 3,699 | 452 | |
| | 田野町 | 6.56 | 3,044 | 394 | |
| | 安田町 | 52.30 | 3,130 | 339 | |
| | 北川村 | 196.91 | 1,487 | 193 | |
| | 馬路村 | 165.52 | 1,043 | 159 | |
| | 芸西村 | 39.63 | 4,033 | 590 | |
| 小計 | | 1,128.98 | 56,175 | 6,955 | |
| 中央東 | 南門市 | 125.35 | 49,496 | 8,449 | |
| | 香南市 | 126.51 | 34,457 | 5,691 | |
| | 香美市 | 538.22 | 28,339 | 3,638 | |
| | 本山町 | 134.21 | 3,992 | 427 | |
| | 大豊町 | 314.94 | 5,009 | 344 | |
| | 土佐町 | 212.11 | 4,466 | 505 | |
| | 大川村 | 95.28 | 469 | 40 | |
| | 小計 | | 1,546.62 | 126,228 | 19,094 |
| | 中央西 | 土佐市 | 91.59 | 29,141 | 4,147 |
| | | いの町 | 470.71 | 26,627 | 3,739 |
| 仁淀川町 | | 332.96 | 6,964 | 697 | |
| 佐川町 | | 100.84 | 14,287 | 2,028 | |
| 越知町 | | 111.95 | 6,662 | 778 | |
| 日高村 | | 44.88 | 5,778 | 745 | |
| 小計 | | | 1,152.93 | 89,459 | 12,134 |
| 須崎 | | 須崎市 | 135.46 | 24,812 | 3,679 |
| | | 中土佐町 | 193.43 | 8,116 | 992 |
| | | 榑原町 | 197.98 | 3,931 | 491 |
| | 津野町 | 236.51 | 6,792 | 944 | |
| 小計 | | 763.38 | 43,651 | 6,106 | |
| 児童相談所 計 (8市14町5村) | 須崎 | 642.06 | 19,815 | 2,636 | |
| | 四万十町 | 286.15 | 23,104 | 3,589 | |
| | 宿毛市 | 266.56 | 16,644 | 2,012 | |
| | 土佐清水市 | 632.42 | 36,356 | 5,646 | |
| | 四万十市 | 103.02 | 6,304 | 779 | |
| | 大月町 | 85.35 | 1,794 | 214 | |
| | 三原村 | 188.47 | 13,229 | 1,662 | |
| | 黒潮町 | 1,561.97 | 97,431 | 13,902 | |
| | 小計 | | 4,901.13 | 655,874 | 100,456 |
| | 児童相談所 計 (3市3町1村) | | 2,204.03 | 117,246 | 16,538 |
| 高知県 計 | | 7,105.16 | 773,120 | 116,994 | |

※人口は住民基本台帳ネットワークシステム、面積は国土地理院の調査による。

参考:四国3県の児童相談所別の管轄面積・人口

| 県名 | 児童相談所名 | 平成22年10月1日現在 面積(単位:㎡) | 平成17年10月1日現在(単位:人) | | 担当 市町村数 |
|----|---------------|--------------------------|--------------------|----------|------------|
| | | | 総人口 | 18歳未満の人口 | |
| 徳島 | 中央こども女性相談センター | 1,241.13 | 599,613 | 97,871 | 5市9町1村 |
| | 南部こども女性相談センター | 1,499.33 | 114,321 | 18,696 | 1市4町 |
| 香川 | 西部こども女性相談センター | 1,406.21 | 96,016 | 14,449 | 2市2町 |
| | 徳島県 計 | 4,146.67 | 809,950 | 131,016 | 24市町村 |
| 香川 | 子ども女性相談センター | 947.40 | 575,804 | 96,960 | 3市4町 |
| | 西部子ども相談センター | 929.13 | 436,596 | 73,334 | 5市5町 |
| 愛媛 | 中央児童相談所 | 2,949.95 | 959,488 | 162,355 | 6市6町 |
| | 東予児童相談所 | 1,163.87 | 330,177 | 56,777 | 3市 |
| 愛媛 | 南予児童相談所 | 1,564.36 | 178,150 | 28,167 | 2市3町 |
| | 愛媛県 計 | 5,678.18 | 1,467,815 | 247,299 | 20市町村 |

※人口は平成17年度国勢調査、面積は国土地理院の調査による。

資料5 神奈川県立総合療育相談センター・神奈川県中央児童相談所視察に関する意見・感想について

| | |
|--------------------------------------|--|
| 施設 | 療育福祉センターと児童相談所の玄関は、他者の目を気にせずに気軽に相談に来れるように、別々に設けた方がよいのではないか。 |
| | 一時保護所が、子どもの様態、男女別、年齢別、問題別など、可能な限り対応できるようにされている。 |
| | 一時保護所が3か所あるが、0-157のような伝染性疾患等などの対応に備えて、複数必要ではないか。また、無理な場合、一時保護委託をもう少しシステムティックにするやり方もあるかもしれない。 |
| | 家族宿泊室があり、夜間の一時保護や性虐待等で一時的に他の子どもと隔離させたい時などに利用できる。 |
| | 一時保護所分として、療育部門の病床(19床中2床)を確保しており、緊急の場合の対応が可能である。 |
| | 1階ホールに喫茶があり、非常に温もりを感じ、利用者が入りやすいなという印象を受けた。 |
| | 事務室が共用になっているが、相談内容に合わせて2か所か3か所必要であり、ニーズに合わせたハードが必要である。 |
| 人事 | 職員の専門性を担保するため、福祉職の採用を行い、行政職から福祉職への転職がない。 |
| | 心理職の採用がないのは、少し問題ではないか。 |
| 運営 | 児童精神科医2名を常勤配置している体制は、素晴らしい。 |
| | 発達障害支援センターを別途設置していることは、本県の今後の対応を検討するうえでポイントになる。 |
| | 市町村の障害者施策が充実している。本県の検討に当たっては、市町村の現状が違うことを念頭に議論することが必要である。 |
| | 子ども虐待ナイトラインという電話で夜間対応を行い、24時間子どもの虐待通告を中央児童相談所で受ける体制をとっている。 |
| | 行政機関の連携は取れているが、行政と他の関係機関(大学や親の会等)との連携はあまり取れていない。本県はこれを参考とするか、反面教師とするのか、議論が必要である。 |
| | 総合療育相談センターの地域企画課が心身障害者と児童福祉全体の研修を担当しており、高い見識がないとできないが、非常に合理的なやり方である。 |
| | 医療スタッフが充実しているため、一時保護所の子どもの健康面でのフォローや、更生相談における判定医や補装具の相談等を担ってもらっている。 |
| 手帳の取り次ぎなどの際に更生相談と児童相談がわかりにくいという声がある。 | |

資料6

第1回配付資料参照

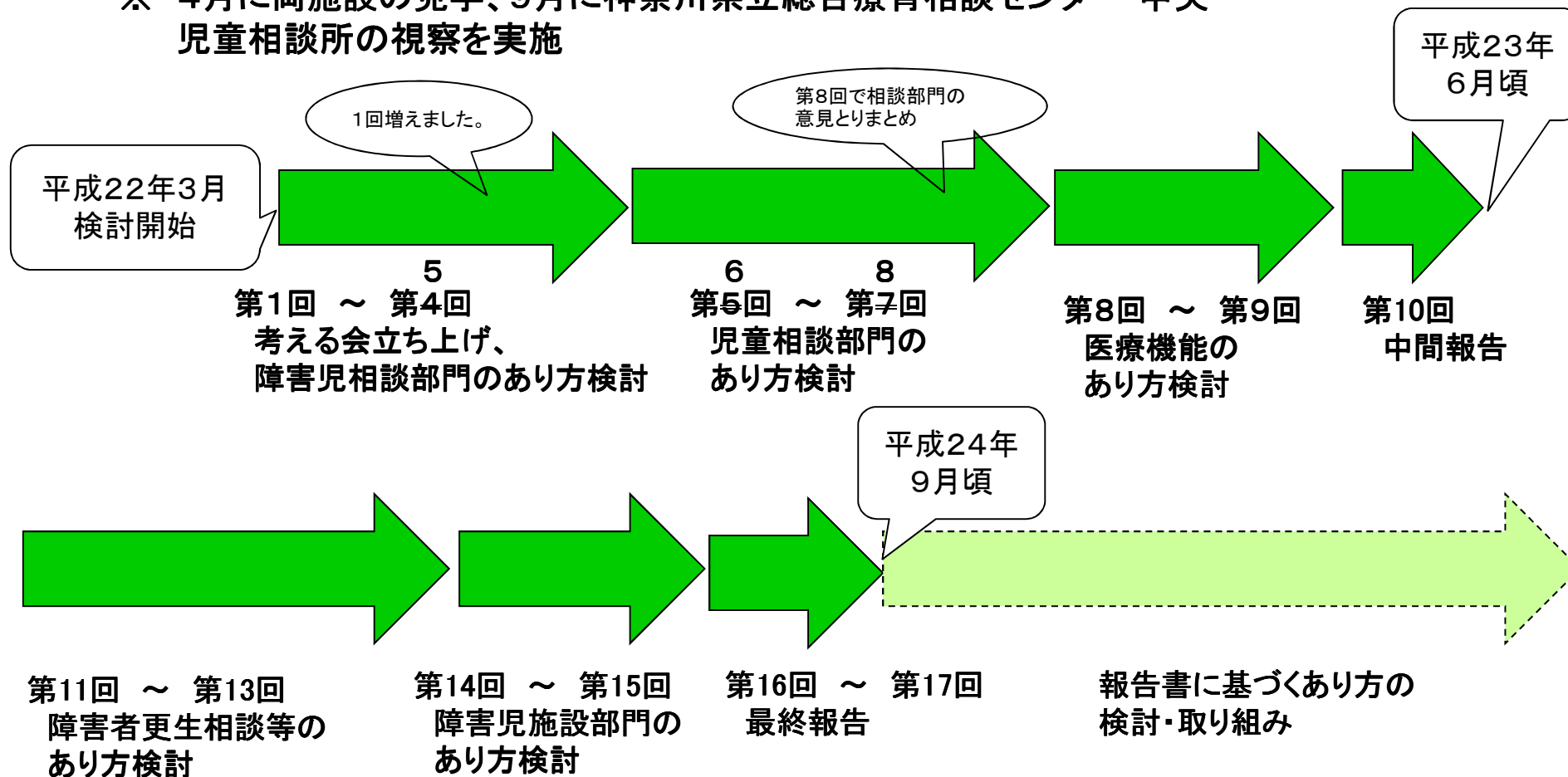
検討スケジュール(案)



● 検討期間:平成22年3月～平成24年9月(予定)

● 開催回数:17回(予定) 概ね2ヶ月に1回開催

※ 4月に両施設の見学、9月に神奈川県立総合療育相談センター・中央児童相談所の視察を実施



注) 検討のスケジュールや内容は変更になることがあります。
また、国における制度改正の動向により、最終報告が遅れる場合があります。